



# 市政のここが聞きたい

議会のホームページから、議会の映像がご覧いただけます。

## 質問項目一覧 (通告順)

- 加藤 利江
  - ①市長の団体代表職からの離職方針について
  - ②深谷市の財政状況と今後の見通しについて聞きたい
  - ③桜ヶ丘小学校の校庭について
  - ④消防分署の建設について
  - ⑤上柴東学童について
- 佐久間 奈々
  - ①花園IC拠点整備プロジェクトについて
  - ②新庁舎建設について
- 鈴木 三男
  - ①国保税について
  - ②子どもの貧困対策について
  - ③子ども医療費について
  - ④道路整備について
- 三田部 恒明
  - ①教育重点施策
  - ②子ども・若者育成支援推進法
- 茂木 一郎
  - ①サイクリングロードについて
- 中矢 寿子
  - ①食品ロス削減に向けた取り組みについて
  - ②安全で快適な学校施設は維持できているのか
- 武井 伸一
  - ①深谷市の公用車について (消防車両、救急車両を除く)
  - ②洪沢栄一翁について
  - ③水害について
- 高田 博之
  - ①深谷市の防災
  - ②深谷市の交通安全対策
- 清水 健一
  - ①公共施設のマネジメントについて
  - ②環境基本条例について
  - ③公金管理について
- 川村 徳浩 (ミルクおやじ)
  - ①中央土地区画整理事業について
  - ②レンガのまちづくり条例について
- 五間 くみ子
  - ①図書館について
  - ②児童福祉について
- 角田 義徳
  - ①道路等の整備について
- 清水 修
  - ①条例の制定について
  - ②地方創生における雇用の創出について
  - ③敬老事業について

制定

## 総合計画策定条例

地方分権の流れの中で、総合振興計画策定が義務から任意となりました。深谷市としては中長期的な財政推計に裏付けされた総合計画を、市の最上位計画と位置づけ、条例の制定を行います。

## 28年度補正予算をエック

深谷市一般会計は議会ごとに補正を行っています。今回の補正は、前年度決算の確定に伴い、増額した繰越金の基金積み立てなどが主なものです。

### 基金の残高

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

### 道路維持管理

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

### 人事案件

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

あるのか。  
A 条例に規定はないが、それらも含めて今後検討していきたい。

## 市長の団体代表職からの離職方針について

13団体のうち、9団体にについては代表職を退任している

加藤 利江

市長が団体代表職から離職する方針を定めた。この方針に基づき団体と協議しながら平成23年度中に市長が代表職を離職し、次期代表職を選任していく、とあるが、その時から約5年半経過しているが、どのようなになったか。

おかべ物産観光株式会社・有限会社はなぞの(合併し、ふかや物産観光株式会社)、荒川中部土地改良区、深谷市社会福祉協議会の3団体については、現在も市長が団体の代表職に就いている。

深谷市の財政状況と今後の見通しについて聞きたい

平成26年9月に深谷市企画財政部財政課が配布した資料と今年度の新庁舎建設特別委員会時に配布した資料との財政調整基金の残高があまりにも違う。このことについて詳しく聞きたい。

財政調整基金残高の平成26年9月の見込みと今年度の見込みの乖離は、主に①平成26年9月に見込むことができなかった大雪被害に係る



学校が抱える様々な課題を地域ぐるみで解決するために、学校と保護者、そして地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、学校づくりを進めていくものである。

学校運営協議会の設置とあるが、15人以内の委員で学校の運営方針について協議し、意見を校長又は教育委員会に述べる役割を持った委員会である。

学校評議員との違いは、評議員は学校長の諮問機関であり、運営協議会は合議制の機関である。評議員制度から協議会制度へ移行させていく。

人事案件  
人権擁護委員  
高橋 綾子 (敬称略)



一般質問の記事は質問者本人が執筆したものを編集し、掲載しております。